

## 小山町小規模修繕参加登録申請要領

### 1 目的

この要領は、小山町が発注する小規模修繕の契約について、町内に主たる事業所を有する事業者及び町内に住所を有する個人事業主の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって町内経済の活性化に資することを目的とする。

### 2 参加資格

小規模修繕参加登録（以下「登録」という。）の申請ができる者は、次に掲げる全てに該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主
- (2) 建設工事競争入札の参加に必要な資格審査の申請をされていない者
- (3) 登録をしようとする業種について、登録しようとする年の1月1日現在において引き続き2年以上事業を営んでいる者
- (4) 町税及び町に納入すべき料金等（以下「町税等」という。）について、滞納のない者

### 3 登録の申請

登録を受けようとする者は、小山町小規模修繕参加登録申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 登記事項証明書又はその写し（個人事業主の場合は代表者の身分証明書）
- (2) 希望する業種を履行するために許可等が必要な場合、許可等を受けていることを証明する書類又はその写し
- (3) 最新年度分の町税等の滞納がない証明書又はその写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

### 4 申請書の提出期間

小山町企画総務部総務課にて随時受付

### 5 登録期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 6 登録者の取扱い

町は、申請書の審査を行い、小山町小規模修繕参加登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載し、庁内に公開するとともに一般にも閲覧により公開して、該当する契約に係る業者選定に際して見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。

## 7 対象となる契約等

契約金額が50万円未満で、軽易かつ履行の確保が容易である修繕に限る。なお、契約を一括して他人に請け負わせる一括下請けは認めない。

## 8 見積徴取

発注課は、原則2人以上から見積書を徴するものとする。ただし、契約の目的または性質等により、契約の相手方が特定される場合においては、1人の者から見積書を徴することができる。

## 9 代金支払

代金の支払いは、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払う。支払時期は、正当な請求を受けた日から30日以内とし、前払い及び部分払いの支払いはしない。

## 10 登録の変更

登録を受けた者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに小山町小規模修繕参加登録変更届（様式第2号）をもって届け出るものとする。

- (1) 氏名、法人名称又は代表者を変更するとき。
- (2) 住所、所在地又は電話番号等を変更するとき。
- (3) 登録希望業種を変更するとき。

## 11 登録の抹消

登録を受けた者は、登録の抹消をしようとするとき又は参加資格要件を満たさなくなったときは、直ちに小山町小規模修繕参加登録抹消届（様式第3号）をもって届け出るものとする。

## 12 登録の取消し

町長は、登録名簿に登載された者が、受注又は履行に関し、不正又は不誠実な行為等があったと認められたときは、登録を取り消すことができる。

## 13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。